

平成25年度 南大隅町議会定例会10月会議 会議録(第1号)

招集年月日 平成25年5月1日
招集の場所 南大隅町議会議事堂
開 会 平成25年5月1日 午前10時

開 議 平成25年10月15日 午前9時20分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	10番 大塚 成章 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	11番 大内田 憲治 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	12番 川原 拓郎 君
5番 欠席 君	9番 井之上 一弘 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 なし
出席議員 11名
欠席議員 1名 5番 平原 熊次 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	介護福祉課長	水流 祥雅 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	竹野 洋一 君
教育長	山崎 洋一 君	教育振興課長	尾辻 正美 君
総務課長	石畑 博 君	税務課長	石走 和人 君
支所長	馬見塚 大助 君	建設課長	伊比礼 純一 君
会計管理者	田中 明郎 君	町民保健課長	小田 清典 君
企画振興課長	木佐貫 徳和 君	総務課主幹	相羽 康徳 君
財産運用課長	川辺 和博 君	財政係長	中之浦 伸一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 加藤 友教 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (8番) 大久保 孝司 君 (9番) 井之上 一弘 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成25年10月15日 午前9時45分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成25年度南大隅町議会定例会10月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、大久保孝司君及び井之上一弘君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
10月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、10月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第3 これから諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、お手元に配布のとおり総務民生常任委員会に付託しましたので報告します。

▼ 日程第4 陳情第2号 上之原台地の畜産農家への町水道使用許可のお願いについて

議長（大村明雄君）

日程第4 陳情第2号 上之原台地の畜産農家への町水道使用許可のお願いについてを議題とします。

教育産業常任委員長の報告を求めます。

[教育産業常任委員長 持留 秋男 君 登壇]

教育産業常任委員長（持留秋男君）

おはようございます。

ただいま議題となりました、陳情第2号「上之原台地の畜産農家への町水道使用許可のお願い」は、南大隅町佐多郡 代表者 稲留正信 氏ほか6名から提出され、9月10日の本会議において、教育産業常任委員会に付託されたもので、去る9月18と30日、担当部署の経済課・建設課からの状況説明や現地調査を内容とした委員会を開催し、その審査を終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

「上之原畑かん組合」は昭和52年に161名の地権者からなる組合を設立し、農畜産業に必要な水を確保・供給してきましたが、設置後、36年が経過し、施設の老朽化や高齢化とともに、組合員の減少が進んでいる現状がありました。

また、同時に、ポンプ施設や配管施設の高額な改修費用が見込まれるなど、今後の施設の維持管理において、地元組合員への負担が重くのしかかり、継続的に安定した運営ができなくなる状況が見込まれます。

配水施設の故障などにより、水の供給がストップした場合、農畜産業に与える影響は大きく、特に、畜産業においては死活問題となることも考えられます。

よって、上之原畑かん組合の畜産農家の振興を図るため、町水道の水源を活用した設備整備と水の供給が必要であることから、本陳情は採択とするべきであると、全委員の意見の一致をみたものであります。

よって、陳情第2号「上之原台地の畜産農家への町水道使用許可のお願い」は採択と決定しました。

併せて、同地区には、畜産農家以外の施設園芸においても、同組合の水利用によって営農を行われているため、将来に向けた水利用における指導が必要であると考えられます。

町執行部含め、関係機関には「上之原畑かん組合」等と協議され、配水事業の改善に向けた取り組みを進められるよう要請しまして、教育産業常任委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第2号 上之原台地の畜産農家への町水道使用許可のお願いについてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 上之原台地の畜産農家への町水道使用許可のお願いについては、採択と決定しました。

▼ 日程第5 議案第29号 消防ポンプ車（CD-1型）購入契約の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第29号 消防ポンプ車購入契約の締結について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

議案第29号は、消防ポンプ車（CD-1型）購入契約の締結について議決を求める件であります。

本案は、消防ポンプ車（CD-1型）購入契約につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 契約の目的は、消防ポンプ車（CD-1型）購入
- 2 契約の方法は、指名競争入札
- 3 契約金額は、1千9百52万8千4百8円
- 4 契約の相手方は、鹿児島市南林寺町16番6号

株式会社 鹿児島消防防災 代表取締役 森 利隆 氏でございます。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださるようお願いい

たします。

総務課長（石畑博君）

それでは、配布をさせていただきました添付資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

今回のポンプ車購入でございますが、これは本部車が24年経過したことにより更新でございます、順次更新していくところであります。予算額が2千万円、納入期限が平成26年3月31日でございます。指名業者の中に、今現在安価順に入れてありますが、これは最終結果でございます、5社について全て1回目は応札をされましたけれども、再入札以降2社につきましては辞退をされておりまして、最終、鹿児島消防防災が1千8百60万円で落札決定致しております。

尚、契約金額につきましては、落札金額から非課税となります自動車税、自賠責保険、リサイクル料等を引いたのちに消費税を掛けまして、それにプラスしてまた諸費用を足してあります。その結果、今回お願いしております1千9百52万8千4百8円という事になっております。

物品としましては、消防ポンプ車1台、そして、搭載型のホース延長用の資機材1台という事をお願いするところであります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番（川原拓郎君）

今回購入されるポンプ車なんですけど、メーカーは何であるのか。馬力は何馬力あるのか。それと、前車両の廃車になるんですか、そこら辺について詳細に説明を、詳細の説明を求めます。

町長（森田俊彦君）

総務課長より説明させます。

総務課長（石畑博君）

メーカー指定はですね、してないんですけども、防災の納める部分で、ちょっと今、大変申し訳ない、手元に持って来てないところがございます。馬力等についても、持ってきておりませんが、今、ちょっと、じゃあ、今します。

それからあと1点の廃車の分につきましては、費用の中に赤色回転等、それからサイレン、それから名盤等を外す費用、そして緊急車両の解除の手続き等を含めた形で、受注業者の費用の中にその費用は含んでおります。

（「廃車は。」との声あり。）

廃車費用も一切含んでおります。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

09:30
～
09:34

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（石畑博君）

大変申し訳ございませんでした。

納車車両についてですね、業者の方からの説明でございますが、日野自動車のデュトロ、馬力が110馬力、排気量4000ccという事でございます。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号 消防ポンプ車購入契約の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 消防ポンプ車購入契約の締結について議決を求める件は、

原案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第30号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）について

議長（大村明雄君）

日程第6 議案第30号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第30号は、平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9千7百80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4千17万2千円とするものであります。

今回の補正は、「第1表 歳入歳出予算」では、歳出予算に「雄川の滝周辺と佐多岬第2駐車場周辺の土地購入費」及び「町道川内線改良舗装事業」に要する経費等の計上を行い、剰余金については、「財政調整基金」に積立を行っております。

歳入予算では、所要の財源として、町債を計上したものであります。

また、「第2表 地方債補正」においては、道路橋梁整備事業の限度額の変更を行っております。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

総務課長（石畑博君）

それでは、議案第30号 南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第30号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）、平成25年度南大隅町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正） 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9千7百80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4千17万2千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正） 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願い致します。

第2表 地方債補正 今回は、道路橋梁整備事業において限度額の変更をお願いするものでございます。補正前の限度額 1億1千8百40万円を、3億1千6百20万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更

はございません。

続いて、7ページをお開き下さい。

まず歳入でございますが、今回の補正予算に対します充当財源として、道路橋梁事業債1億9千7百80万円を計上いたしております。

次に、8ページからの歳出でございます。

2款 総務費 1項 総務管理費 11目 財政調整基金に、積立金として9百15万5千円を計上いたしました。これは当初2号補正において一般財源にて計上しておりました町道川内線測量設計委託費に、今回地方債を充当したこと等により、発生しました剰余金を精査し積み立てるものであります。

5款 農林水産業費につきましては、人事異動に伴う教育費からの人件費等の組み替えでございます。

続きまして、6款 商工費 1項 商工費 3目 観光費におきましては、佐多岬公園整備事業並びに雄川の滝整備事業関連として、報償費に北緯31度線モニュメントのデザイン募集に係る謝金20万円を、需用費に並びに公有財産購入費として、印紙代9千円、土地購入費に5百5万4千円、立木補償費に50万円を計上いたしております。

続いて最下段の、7款 土木費 2項 道路橋梁費 3目 道路新設改良費に、町道川内線道路改良舗装工事に係る関係予算として、工事請負費に1億7千46万円、土地購入費に6百76万1千円。

次のページをお願いします。立木補償費に5百66万1千円を計上させて頂いております。下段の、9款 教育費につきましては、人事異動によります先ほどの農林水産業費との組み替えでございます。

以上、ご審議、ご決定方をよろしくお願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番（大久保孝司君）

今の川内線の道路改良についてですけれども、土地購入費が6百76万1千円組んでございますよね。この場所等につきましては、耕地整理等がしてない、言わば、俗に言う猫の額ほどの土地が散乱としている状況がありますよね。

そういう状況の中で、仮に5mの幅員の改良舗装工事をされる場合に、少ししか土地が残らなかったとか、言え、3aしかなかったものが2a町から、町の道路についている。あとの1aが残ってしまうと。そうなった時に、そこがどうしても遊休農地或いは耕作放棄地になってしまうおそれがありますよね。だから、町としてはその部分というものはどのような対応をされますか。

町長（森田俊彦君）

ご心配の案件も、我々も非常に危惧しておりまして、非常に小さい面積が、あそこの土地は川に向かって細長い所有地だというふうに理解しております。非常に余ってしまう土地がですね、非常に狭い場合も、今後のですね、駐車場整備の部分、離合箇所をもうちょっと増やそうとか、それから土捨て場の問題、それ等を考慮しまして、なるべく買い取ろうというような考え方でおりますので、ケースバイケースではございませうけれども、

大体の場合は、地主さんと交渉の中で本人さんが望むような経緯を取りたいなというふうに考えております。

あと、総務課長に補足させますので、よろしくをお願いします。

総務課長（石畑博君）

今、町長の方から概ね概要申し上げましたけれども、道路を作る際には、なるべく農地を潰さないようにという事では計画しますけれども、当然ですね、高さの関係等で残地が少なくなった分につきましては、残地補償という形ですべきでありまして、高低差がかなり出て参ります関係では、地権者の方々も「もう全部買っくり」という事もあります関係上、その農地を生かす事による取り付け道路等なのです、非常に工費等も嵩むもんですから、相談できる分につきましては、今議員がおっしゃいましたとおり相談させて頂いて、構造物を土羽に変えたりとかした形でさせてもらいまして、ある意味、環境整備の部分にもですね、その残地につきましては利用していくという事で、残地補償という対応でしていく考えでございます。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）につい

ては、原案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

以上をもちまして、平成25年度南大隅町議会定例会10月会議を散会します。

散会　：　平成25年10月15日　　午前9時45分